

医療法人泰一会 介護老人保健施設 みかじま

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション・運営規定

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人泰一会が開設する介護老人保健施設 みかじま(以下「当施設」という。)の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション(以下「当事業等」という)を提供する適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当事業等は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者(以下、「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリ計画等」という)を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、通所リハビリ計画等に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図り、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って当事業等の提供に努めるものとする。
 - 3 当事業等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 介護老人保健施設 みかじま
- (2) 所在地 〒359-1164 所沢市三ヶ島5丁目1636番地
- (3) 電話番号 04-2938-1818

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤、医師と兼務)

管理者は、施設の従業者の総括管理、指導を行う。

- (2) 従業者

医師 1名(常勤、管理者と兼務)

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的管理を行う。

看護職員 0名

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の通所リハビリ計画等に基づく看護を行う。

介護職員 5名

介護職員は、利用者の通所リハビリ計画等に基づく介護を行う。

理学療法士 1名

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーション実施計画を作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

管理栄養士 1名(常勤兼務)

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理及び業務委託の指導を行う。

事務職員 2名

事務職員は、利用者の送迎、施設の庶務及び会計事務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業等の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- 1 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- 2 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
- 3 サービス提供時間は午前9時00分から午後4時15分までとする

(利用定員)

第7条 当事業等の利用定員は、50人とする

(当事業等の内容)

第8条 当事業等は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される通所リハビリ計画等に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- (1) 通所リハビリ計画等に基づき、入浴介助を実施する。
- (2) 通所リハビリ計画等に基づき、食事を提供する。
- (3) 通所リハビリ計画等に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- (4) 通所リハビリテーション計画に基づき、栄養マネジメントを実施する。
(対象者への実施、原則3ヶ月)
- (5) 通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上を実施する。
(対象者への実施、原則3ヶ月)
- (6) 通所リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションマネジメントを実施する。
 - (ア) サービス開始時における情報収集の実施
 - (イ) サービス開始時におけるアセスメント・評価、計画、説明・同意の実施
・リハビリテーション実施計画原案の同意を得る。
 - (ウ) サービス開始後2週間以内のアセスメント・評価、計画、説明・同意の実施
・リハビリテーション実施計画の実施後3ヶ月毎の同意を得る。
 - (エ) サービス終了時の情報提供の実施
- (7) 通所リハビリテーション計画に基づき、短期集中リハビリテーションの実施。
対象者は、退院・退所・新規認定後の方
- (8) 通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリ訪問指導の実施(月1回)

(利用者負担の額)

第9条

- 1 利用者負担金のうち関係法令に定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。
- 2 食費、日用品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、その他の費用等利用料を別に定める利用料金表(別紙1)により支払いを受ける。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域を別紙2のとおりとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当事業等の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ① 利用者の喫煙・飲酒はお断り致します。
- ② 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反してのご利用により破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
- ③ 貴重品(現金、貴金属等)、危険物(たばこ、マッチ、ナイフ、缶切り、はさみ等)の持込みはお断りします。
- ④ 施設内の宗教活動、政治活動はご遠慮下さい。
- ⑤ 施設内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ⑥ 他の利用者に悪影響を及ぼすような行為や暴力行為、示威行為は、お断りします。

(非常災害対策)

第12条 ①当施設は、消防法などの規程に基づき、非常災害に関する具体的な計画及び業務継続計画を作成する。非常災害に備える為、定期的に避難・救出等その他必要な訓練を地域住民との連携に努めながら訓練を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のため施設の安全対策委員会を設け、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告をしなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じ、利用者に対し必要な措置を必要最低限行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- (4) 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより就業環境が害させることを防止する事に努める。

(職員の質の確保)

第15条 当施設は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けることとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 1年1回以上

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人泰一会の就業規則に準ずる。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備などの衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士及び厨房勤務者は、毎月1回、検便を行うことに努めるものとする。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(感染症予防対策)

第19条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護、医療サービスを提供する為に、感染症対策委員会を設け感染症の予防及びまん延の防止する体制を整備する。

(虐待防止予防対策)

第20条 当施設は、虐待防止をする為に、虐待防止・身体拘束廃止委員会を設けると共に定期的な研修を行い虐待防止の体制を整備する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無くその業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないようにする。

(その他運営についての重要事項)

第22条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

2 当事業等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない重要事項については、医療法人泰一会介護老人保健施設みかじまの役員会において定めるものとする。

附則

この規程は、2012年 3月24日から施行する。

2012年 4月 1日 (改定)

2014年 4月 1日 (改定)

2015年 4月 1日 (改定)

2017年 4月 1日 (改定)

2017年 11月 1日 (改定)

2018年 4月 1日 (改定)

2019年 10月 1日 (改定)

2020年 4月 1日 (改定)

2021年 4月 1日 (改定)

2024年 4月 1日 (改定)

2024年 6月 1日 (改定)

2025年 4月 1日 (改定)

2025年 5月 1日 (改定)

2025年 6月 1日 (改定)

利用料金(保険外負担サービス)

利用料金

保険外負担のサービス：介護サービス利用：1日/1110円 介護予防サービス利用：1日/995円

* 基本的に、御希望により提供させていただいた場合にお支払いいただく金額です。

昼食代 740円・税込／1食

共用娯楽費 255円・税込／1日 レクリエーション用品等

おやつ代 115円・税込／1食

共用日用品費 ※業者との契約となります。

理美容代 ※業者との契約となります。

キャンセル料 当日の朝7時30分までにご連絡のないままのキャンセルの際は実費相当をご請求させていただきます。

その他 上記の他、通常サービス提供の範囲を超える保険外の費用、予防接種等の費用は実費負担となります。

【理美容・提携業者】

業者名：出張トータルヘアサービス

所在地：埼玉県所沢市下富 1207-14 / TEL：04-2943-4620

【共用日用品・提携業者】

業者名：ワタキューセイモア株式会社・セットレンタル係

住所：埼玉県越谷市新越谷 2-192 / TEL：0120-102-606

保険外負担サービス等の徴収に関して ☐ 承諾します。 ☐ 承諾しません。

(該当する選択肢に☑をお願い致します)

通所の事業の実施地域(送迎の範囲)

通常行われる送迎の範囲は下記の通りとする。

【所沢市】

三ヶ島・糎谷・堀之内・林・和ヶ原・西狭山ヶ丘・東狭山ヶ丘・狭山ヶ丘・若狭・上新井小手指元町・小手指南・小手指台・北野・北野南・北野新町・小手指町・山口・上山口・青葉台・榎町・岩岡町・北中・緑町の一部・向陽町の一部・荒幡の一部

【入間市】

上藤沢・下藤沢・東藤沢・扇町屋・扇台・久保稻荷・善蔵新田・狭山ヶ原・宮寺・高根
駒形富士山・狭山台・豊岡の一部・東町の一部・小谷田の一部・新久の一部
中神の一部・根岸の一部・二本木の一部

【狭山市】

水野の一部・南入曽の一部

以上